

社会的不利・困難を抱える若者の“はたらく”を応援する

中央ろうきん

若者応援

ファンド
2019

募集要項

応募受付期間

2018年10月1日(月)～10月31日(水)
〔消印有効〕

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。「勤労者の生活を守り向上させる」という使命のもと、働く人を取り巻く社会的課題の解決に寄与し、人々が喜びを持って共生できる社会の実現に寄与することを目的としています。

中央ろうきんは、“働きたくても、働けない”若者の自立就労に関する市民活動を支えることで、若者が、どのような困難な事情を抱えていても、地域で働き、夢や希望を描ける社会を実現することを目指しています。この目的を実現するため、中央ろうきんは、社会的不利・困難を抱える若者の就労支援に特化した助成制度「若者応援ファンド2019」を実地します。

このファンドは、若者（15歳～39歳）の自立就労支援に取り組む市民活動を応援するため、1団体あたり200万円を上限に助成金を支給するものです。「A：若者応援の出口をつくる、出口につなげるプログラム」および「B：若者と社会をつなぐ支援者（スタッフ・ボランティア）を育てるプログラム」の二つのテーマについて、多様な人・組織が活動の分野や領域を越えて連携し、若者応援の仕組みやプログラムをスケールアップ・スケールアウトする活動を対象とします（新規事業の立上げも可）。

助成の対象となる事業は、若者応援に関わる活動に取り組んでいる団体が、これまでの知見に基づき実施する活動を想定しています。団体のミッションのもと、創意工夫を凝らし、先駆的な取り組みにチャレンジする皆さまのご応募をお待ちしています。

1 対象となる事業（テーマ・活動）

家庭環境や経済状況、病気や障害などの諸事情による社会的不利・困難を抱え、不安定な就労や無業の状態にある若者（15歳～39歳）の“はたらく”を応援するために、多様な人・組織が連携して取り組む事業を対象とします。具体的には、以下の「テーマ」および「活動」に合致する事業を対象とします。

対象となるテーマ 【A】若者応援の出口をつくる、出口につなげるプログラム

〔生活保障、生活支援、就労支援、中間的就労、雇用創出など〕

- ・他団体と連携し、ネットワークを組んで出口をつくる活動
- ・若者たちの暮らし・学びをサポートする新たな仕組みや場所をつくる活動など

【B】若者と社会をつなぐ支援者（スタッフ・ボランティア）を育てるプログラム

〔人材育成、スキルアップ、支援者拡大など〕

- ・他の事例やプログラムを学び、スタッフがスキルアップするための活動
- ・地域の人の参加を促し、若者応援の担い手を広げていく活動など

対象となる活動 多様な人・組織が活動の分野や領域を越えて連携し、若者応援の仕組みやプログラムをスケールアップ・スケールアウトする活動〔新規事業の立上げも可とします〕。

- 新規プログラムの立上げ〔今回初めて取り組む活動〕
- 既存事業のスケールアップ〔自団体の活動の質の向上や、量・エリアの拡大を目指す活動〕
- 既存事業のスケールアウト〔ノウハウの移転やモデル展開を図る活動〕

2 対象となる団体

上記1.の事業に取り組む市民団体で、以下のすべての要件を満たす団体。

- 営利を目的としない民間団体（NPO法人、任意団体など）であること。
- 1都7県（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨）を主たる活動の場としていること〔上記範囲で広域的に活動する団体も対象とします〕。
- 団体として、代表者責任が明確であり、会計処理が適切に行われていること。
- 反社会的勢力でないこと。

3 助成期間と金額、その資金使途

助成対象期間 2019年4月1日から翌年3月31日までの1年間

助成総額 概ね1,300万円

助成金額 1団体あたり50万円～200万円（1万円未満切り捨て）

- ※1 過去に本ファンドの助成を受けた団体の応募上限額は、100万円となります。
- ※2 選考の結果、助成決定金額が応募金額を下回る場合があります。
- ※3 応募事業を実施するために必要な経費とします。各費目の上限額や助成率等の制限はありません。

助成対象経費 < 対象となる経費 >

人件費、事務所諸経費、諸謝金、旅費・交通費、消耗品・資材購入費、印刷費・通信運搬費など

< 対象とならない経費 >

水道光熱費など日常の維持管理費、応募用紙に記載した費目以外の費用など

4 選考

選考の方法

選考は、下記の選考のポイントにもとづき、選考委員会にて行います。なお、選考の過程で、事務局より追加のヒアリングや資料の提出をお願いすることがあります。

選考のポイント

- ① 応募団体の適格性
 - ・団体の沿革、理念、活動実績、実施体制、財政状況、専門性等は適格か。
 - ・内外の組織や関係者等と適切なコミュニケーションを図り、活動の領域・分野を越えた連携が図られているか。
- ② 応募事業の有効性
 - ・応募事業の主旨が、本ファンドが助成対象とする活動と合致しているか。
 - ・応募事業の目的・内容が具体的で、事業遂行の明確なビジョンと戦略を持っているか。
 - ・応募事業が受益者のニーズと合致しているか。
 - ・実施計画とスケジュール、予算は妥当で、実現可能な内容となっているか。
- ③ 地域、社会への波及効果
 - ・他のモデルとなるような独自の視点を持ち、先駆的な手法で取り組んでいるか。
 - ・社会的認知が進んでいない潜在的な課題を把握し、その解決に挑んでいるか。
 - ・助成期間終了後も、人や組織が成長し、事業の維持・発展が期待できるか。

選考のスケジュール

- ① 一次審査（書類選考） 2018年11月
 - ② 二次審査（プレゼンテーション選考） 2019年1月下旬
- ※ 二次審査の対象は、一次審査通過団体のみとなります。詳細は、対象団体に対し、12月中旬までにご連絡します。

選考の結果

選考結果は、2019年2月末を目途に文書にて採否をお知らせするとともに、採択した事業については中央ろうきんホームページ等で公開します。

5 助成決定後の流れ

助成方法

助成を受ける団体は、当基金と覚書を取り交わし、覚書に基づいて活動を実施することとし、原則2019年3月末までに助成金を交付します。

報告書

中間報告書を2019年10月末日までに、また完了報告書を2020年4月末日までにご提出いただきます。なお、助成期間終了時の使用額が助成額を下回った場合、残金をご返還いただきます。

- 贈 呈 式** 2019年3月中旬に都内で開催する贈呈式にご出席いただきます。また翌年プログラムの贈呈式と同日に開催する交流会等にご参加いただきます。
- そ の 他** 中央ろうきんのCSR・社会貢献活動に関する広報活動や協働事業にご協力願います。

6 応募方法

- 提 出 資 料**
- ① 応募用紙 1部
 - ② 最新の事業報告書および決算書類 1部
 - ③ 会報等を発行している場合は最新のもの 1部

提 出 方 法 上記の提出資料を、当基金まで郵送にてご提出ください（持込不可）。

応募用紙の入手方法 応募用紙・『記入の手引き』は、中央ろうきんホームページよりダウンロードのうえ、ご使用ください。

応募用紙の作成について 『記入の手引き』を参考に、パソコン（Word形式）で作成ください。様式の修正等は認められませんのでご注意ください。また、作成後は必ず団体内で応募内容の共有を図ってください。

受 付 期 間 **2018年10月1日（月）～10月31日（水）〔消印有効〕**

- 応募書類送付時の注意事項**
- 応募用紙および添付資料は、ホチキス止めをせず、折り曲げずにお送りください。
 - 提出資料は返却いたしませんのでご了承ください。
 - 来訪によるお持込での提出は、受付しかねますのでご注意ください。

お問い合わせ・応募書類送付先 中央ろうきん社会貢献基金（中央労働金庫総合企画部内）
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-5
TEL：03-3293-2048 FAX：03-3293-2007
E-mail：npo@chuo-rokin.or.jp

応募に関する個人情報の取り扱いについて

応募用紙にご記入いただいた個人情報につきましては、「中央ろうきん若者応援ファンド」の運営やご応募いただいた皆様への連絡に利用します。また、取得した個人情報は中央ろうきん社会貢献基金が厳格に管理し、担当事務局および選考委員以外の第三者に提供することはありません。

中央ろうきん社会貢献基金

福祉・環境および文化にかわる助成、支援活動を通じて、人々が共生できる社会の実現に資することを目的に、設立（2002年4月1日）。はたらく人の団体、広く市民の参加による団体に対する助成・支援活動とそのために必要な事業を実施しています。

<http://chuo.rokin.com/about/csr/assistance/>

中央ろうきん
若者応援
ファンド